

令和5年10月6日
内閣官房
防衛省

自衛隊法第65条の11第6項の規定に基づく自衛隊員の再就職
状況の公表について

自衛隊員のうち管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）であった者の再就職状況については、自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第65条の11第6項の規定に基づき、内閣が毎年度公表することとされています。

今般、令和4年度分（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における再就職の状況）について取りまとめたので、本日の閣議において、これを公表することとなりました。その内容は、[別紙1](#)及び[別紙2](#)のとおりです。

※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）

事務官等：行政職俸給表（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職俸給表（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）

〔概要〕

令和4年度分の合計は、218件です。

届出の区分ごとにみると、法第65条の11第1項関連（在職中の届出）が104件、同条第4項関連（離職後の事後届出）が114件であり、同条第3項関連（離職後の事前届出）については届出がありませんでした。

再就職先の区分ごとにみると、届出件数の多い順に営利法人が129件（59.2%）、国又は地方公共団体の機関が35件（16.1%）、その他の非営利法人が20件（9.2%）、一般社団法人又は一般財団法人が16件（7.3%）、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人が9件（4.1%）、独立行政法人が3件（1.4%）、自営業が2件（0.9%）、国立大学法人が1件（0.5%）、認可法人が1件（0.5%）、公益社団法人又は公益財団法人が1件（0.5%）、その他が1件（0.5%）となっています。

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第6項の規定に基づく自衛隊員の再就職状況の公表(総括表)

(令和4年4月1日～令和5年3月31日分)

令和5年10月

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出(総計)】

再就職先 区分 府省等名	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	合計
防衛省	35	3	1	-	1	1	16	9	20	129	2	1	218

【自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出】

再就職先 区分 府省等名	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	合計
防衛省	-	1	1	-	1	1	7	7	7	79	-	-	104

【自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出】

再就職先 区分 府省等名	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	合計
防衛省	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出】

再就職先 区分 府省等名	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	合計
防衛省	35	2	-	-	-	-	9	2	13	50	2	1	114